（法第百三条の三第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める事務）

第三十四条　法第百三条の三第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とする。

一　厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成九年政令第八十六号）第四条第八項又は第二十九条第六項の規定による求めに応じた資料の提供に係る事務（当該資料の提供を除く。）

二　厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金等に関する政令（平成十四年政令第四十五号）第二十八条第三項の規定による求めに応じた資料の提供に係る事務（当該資料の提供を除く。）

（法第百三条の三第一項各号に掲げる事務に係る申請等）

第三十五条　法第百三条の三第一項各号に掲げる事務に係る申請、届出その他の行為は、機構の定める年金事務所に対してするものとする。

附則第二条中「社会保険事務所長等」を「厚生労働大臣」に改める。

第二章　経過措置

第四十八条　老齢厚生年金者の受給権者（雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）附則第六十八条第一項及び第二項、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第六十二条の二又は国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号）附則第二十六条第十三項の規定に該当する者に限る。）については、厚生年金保険法施行規則第三十三条及び第三十四条の三の規定を適用する場合においては、同令第三十三条第一項第五号中「第二項」とあるのは「第二項又は雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）による改正前の船員保険法（第三項において平成二十二年改正前船員保険法」という。）第三十三条の四第一項」と、同条第三項第五号中「高年齢雇用継続基本給付金又は高年齢再就職給付金」とあるのは「高年齢雇用継続基本給付金若しくは高年齢再就職給付金又は平成二十二年改正前船員保険法に規定する高齢雇用継続基本給付金若しくは高齢再就職給付金」とする。

2　退職共済年金の受給権者（雇用保険法等の一部を改正する法律附則第七十二条第一項及び第二項の規定に該当する者に限る。）については、厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する等の省令（平成九年厚生省令第三十一号）附則第二十六条の規定を適用する場合においては、同条第一項第五号中「第二項」とあるのは「第二項又は雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）による改正前の船員保険法第三十三条の四第一項」とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十二年一月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令による改正後の厚生年金保険法施行規則第百十七条、国民年金法施行規則第百二十二条、健康保険法施行規則第百五十八条の二十、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行規則第三十八条及び厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行規則第十九条の二十四の送付書については、当分の間、日本年金機構法附則第十二条第一項の規定により機構が承継を受けて保有する出納官吏事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十五号）第一号書式の現金払込書を取り繕い使用することができる。

第三条　この省令の施行の際現に存するこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○厚生労働省令第百六十八号

雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）の一部の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

平成二十一年十二月二十八日

厚生労働大臣　長妻　昭

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令

（船員保険法施行規則の一部改正）

第一条　船員保険法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

第一章　全国健康保険協会（第一条―第三条）
第二章　被保険者
　第一節　船舶所有者による届出等（第四条―第二十三条）
　第二節　被保険者による申出等（第二十四条―第三十三条）
　第三節　被保険者証等（第三十四条―第四十一条）
第三章　保険給付
　第一節　職務外の事由による疾病、負傷若しくは死亡又は出産に関する保険給付
　　第一款　療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費及び移送費の支給（第四十二条―第六十八条）
　　第二款　傷病手当金及び葬祭料の支給（第六十九条―第七十二条）
　　第三款　出産育児一時金及び出産手当金の支給（第七十三条―第七十九条）
　　第四款　家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費、家族葬祭料及び家族出産育児一時金の支給（第八十条―第八十五条）
　　第五款　高額療養費及び高額介護合算療養費の支給（第八十六条―第百九条）
　第二節　職務上の事由若しくは通勤による疾病、負傷、障害若しくは死亡又は職務上の事由による行方不明に関する保険給付
　　第一款　休業手当金の支給（第百十条―第百十三条）
　　第二款　障害年金及び障害手当金の支給（第百十四条―第百二十五条）
　　第三款　行方不明手当金の支給（第百二十六条）
　　第四款　遺族年金の支給（第百二十七条―第百四十一条）
　　第五款　前払一時金の支給（第百四十二条―第百四十九条）
　第三節　雑則（第百五十条―第百五十八条）
第四章　保健事業及び福祉事業（第百五十九条）
第五章　費用の負担（第百六十条―第百七十一条）
第六章　船員保険事務組合（第百七十二条―第百七十八条）
第七章　承認法人等の給付の事業（第百七十九条―第百八十六条）
第八章　雑則（第百八十七条―第二百二十三条）
附則

第一章ノ二の章名、同章第一節から第四節までの節名、第二章の章名、同章第一節から第十節までの節名及び第三章及び第三章ノ二の章名を削る。

第二条及び第三条を次のように改める。

（協会に対する情報の提供）

第二条　法第二十八条の規定による情報提供は、次に掲げる事項について行うものとする。

一　第四条、第五条第一項、第十六条第一項及び第二十二条第一項に規定する船舶所有者に関する届出に関する事項

二　第六条第一項、第十二条第一項、第十三条第一項、第十四条第一項並びに第二十六条第一項及び第二項に規定する被保険者証の訂正に関する事項

三　第八条第一項、第九条第一項、第十条第一項及び第十一条第一項に規定する被保険者の報酬月額に係る届出又は申請に関する事項

四　法第七十条第二項から第四項までの規定により傷病手当金の支給を行うにつき必要な年金給付等の支給状況に関する事項

五　前各号に掲げる事項のほか、厚生労働大臣が保有する情報であって、協会の業務の実施に必要なものに関する事項